
福島市議会機能継続計画

第3版（令和7年4月）

福島市議会

目次

1	目的と名称	1
2	対象とする災害等	2
3	議会・議員・事務局職員の役割	3
4	災害等発生時の連絡体制	4
5	災害対策組織	5
6	行動基準	6
7	災害等発生時の議会運営	10
8	オンラインを活用した会議の開催について	12
9	感染症流行時の対応	12
10	防災訓練	14
11	計画の見直し	14
	【 資料編 】	15

1 目的と名称

(1) 目的

福島市議会は、二元代表制の下、公平性、公正性及び透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、広く市民の意思及び市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の信頼及び負託に応えることを「福島市議会基本条例」にも定めている。

また、同条例においては、災害対応についても「市民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害が発生した場合は、市民及び地域の状況を的確に把握し、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、体制の整備に努めるものとする。」と規定している。

本市議会は、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の体験を踏まえた、大規模災害時や新たな感染症などの事象に対応した議会機能の維持と早期回復を図るため、必要となる組織体制や議会・議員の役割など定めた議会機能継続計画を策定する。

(2) 名称

名称を「福島市議会機能継続計画」（以下、「市議会BCP」という。）とする。

議会機能継続とは、一般的にBCP（Business Continuity Planning）として、事業継続計画または業務継続計画とも称されるが、災害発生時などの制約下にあっても業務を適切に進めるための計画である。福島市議会では、議会の機能や議員の役割を明確にし、それらを継続することを目的とすることから「機能」継続計画とする。

(3) 他の計画との整合性

執行機関が策定する「福島市地域防災計画」、「福島市国民保護計画」、「福島市業務継続計画」等との整合性を図るものとする。

2 対象とする災害等

市議会BCPの対象とする災害等（以下「対象災害等」という。）は、下表のとおりとする。

種 別	内 容
地 震	震度5強以上の地震が発生したとき
風水害等	大雨、洪水、土砂災害、暴風等により警戒レベル4（避難指示）が市より発令されたとき
噴火等	噴火警戒レベル5（避難）が気象庁より発表されたとき
火災等	大規模な火災、爆発などで、大きな被害が発生したとき
武力攻撃事態等	ミサイル攻撃、テロ行為などで、大きな被害が発生したとき
放射性物質拡散	放射性物質が拡散し避難が予想されるとき
感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症※で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるものが発生したとき ※（定義等） 第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。
その他	① 各種別において、上記の状態には至らないが、大規模な被害等が発生又はその恐れがあるとき ② 特に議長が必要と認めるとき

3 議会・議員・事務局職員の役割

(1) 議会

- ① 対象災害等が発生した場合においても、議決機関として機能を維持し、住民の代表としてその役割を担うための体制を整える。
- ② 福島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速、かつ円滑に応急対策が実施できるよう、連携を図りながら、必要な協力、支援を行う。
- ③ 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みをバックアップする。
- ④ 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。

(2) 議員

- ① 地区自主防災組織等と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- ② 対象災害等が発生した場合においても、議会の構成員として、会議の招集があった場合には出席できる体制を整えておく。
- ③ 安全に留意して、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会に情報を提供する。
- ④ 市民に対し、知り得た正確な災害情報を積極的かつ適切に提供する。

(3) 事務局職員

- ① 議員の安否確認に努める。
- ② 福島市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）の設置及び運営のため、その事務にあたる。
- ③ 災害対策本部との連絡体制を確保するため調整にあたる。
- ④ 災害関係情報等の収集・整理にあたる。
- ⑤ 災害対策本部事務局並びに本庁舎自主防災組織の一員として定められた役割にあたる。

4 災害等発生時の連絡体制

- (1) 議員は、市内で対象災害等が発生したときは、自身と家族の安全を確保した上で、次のとおり安否を連絡する。
- ① 対象災害等の種別中、「地震」、「風水害等」、「噴火等」、「感染症」においては、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
 - ② それ以外の対象災害等については、議長の指示により議会事務局から連絡があった場合、議会事務局へ安否を報告する。
- (2) 連絡手段の優先順位は次のとおりとする。
- ① メール
 - ② 電話
 - ③ ラインワークス
 - ④ ファクス
 - ⑤ 上記が使用できないときは、最寄りの支所配備の災害時優先電話や衛星携帯電話又は災害用伝言ダイヤル（１７１）を利用する。
- (3) 安否確認事項は次のとおりとする。
- ① 議員とその家族の被災状況
 - ② 議員の居場所と連絡先
 - ③ 議員の参集の可否
 - ④ 地域の被災状況（わかる範囲）
- (4) 議会事務局は、安否連絡のない議員の安否確認に努める。
※事務局備え付けの災害時優先電話（災害時に発信優先扱い）や非常時電話（停電時通話可能なアナログ回線）の活用により連絡する。
- (5) 議会事務局は、議員の安否を議長に報告する。

安否連絡先

- 1 E-mail gi-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp（議会総務課）
gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp（議事調査課）
- 2 電話 024-525-3775・3776（議会事務局）
- 3 ラインワークス 掲示板
- 4 FAX 024-534-2520（議会事務局）

※議員自身が被災した場合は、その家族から議会事務局へ連絡することが必要となるため、家族にも議会事務局の連絡先や安否連絡事項を共有しておくこと。

5 災害対策組織

(1) 設置

- ① 議長は、対象災害等が発生した場合に、議会災害対策会議を設置することができる。
- ② 議長は、議会災害対策会議を設置したときは、市長に通知するものとする。解散したときも、同様とする。
- ③ 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(2) 組織

- ① 議会災害対策会議は、議長、副議長及び各会派の代表者（福島市議会会派及び代表者会に関する要綱第2条）をもって組織する。
- ② 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- ③ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

(3) 会議

- ① 議会災害対策会議は、議長が招集し、これを主宰する。
- ② 議長は、必要と認める場合は、その他の議員の参加を求めることができる。
- ③ 議長は、各会派の代表者が欠席するときは、当該代表者が所属する会派から代理の者を出席させることができる。

(4) 所掌事務

- ① 被災情報の収集・整理と災害対策本部への提供に関すること。
- ② 災害対策本部からの災害情報の議員への提供に関すること。
- ③ 災害対策本部からの依頼事項についての対応に関すること。
- ④ 災害対策本部への要望及び提言に関すること。
- ⑤ 国、県、関係機関等への要望活動に関すること。
- ⑥ その他、議長が必要と認める事項に関すること。

6 行動基準

(1) 情報の収集・提供

① 災害対策本部からの災害情報

災害対策本部からの災害情報は、全議員へ提供する。

提供は、次の方法により行う。

ア メール

イ 議長より貸与されているタブレット端末（以下「貸与タブレット端末」という。）

ウ 電話、ファクス

② 議員からの被災情報

以下の事項に該当することは、議長または議会災害対策会議が設置された場合は議会災害対策会議に一本化し、議会として取りまとめ、災害対策本部へ提供、要望及び提言するものとする。

ア 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。

イ 避難所における運営方法等の要望に関すること。

ウ 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。

エ その他、議長が必要と判断した事項。

※ただし、特に緊急性がある場合（直ちに対応しなければ、被害が拡大、又は人命に関わる等）には、次の方法により議員が直接、市へ連絡するものとする。

○消防等への通報

○災害対策現地本部である支所（中央地区は災害対策本部）へ連絡

【緊急性がある場合の例示】

- ・火災や土砂崩れなどによる人命救助が必要なとき。
- ・道路等のひび割れや陥没などの情報提供が必要なとき。
- ・道路が陥没し事故等の恐れがあるため、緊急的に工事が必要なとき。
- ・河川が堤防を今にも越水する恐れがあるため、緊急対応が必要なとき。

※緊急性がある場合として議員が直接市に連絡した場合には、その内容を所定の様式等により、議長または議会対策会議へ報告する。

避難所における個別の要請案件（物資の要請など）は、避難所駐在員（市職員）から災害対策現地本部へ要請することが、市が作成する避難所運営マニュアルに定められていることに留意し、議員の役割を自覚し、災害対策現地本部への情報の一元化を図るため、避難所駐在員や避難所施設管理者と情報を共有し、協力すること。

- (2) 対象災害等発生時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、応急期、復旧・復興期）に応じた基本的な行動基準を定める。

【初動期】 （災害発生時から概ね 24 時間が経過するまで）

会議（本会議・委員会）開催中（登庁時）に発災した場合	
議長 （委員長）	① 会議を休憩又は散会 ② 議員（委員）及び傍聴者の安全確保行動・避難誘導を指示 ③ 議員（委員）が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮
議員（委員）	① 安全確保・避難行動
事務局職員	① 議員・傍聴者の安全確保・避難誘導

※上記の行動基準以降は、休日・夜間（登庁時以外）に発災した場合に準じる。

休日・夜間（登庁時以外）に発災した場合	
正副議長	① 安全確保・避難行動 ② 安否連絡 ③ 災害の程度、被害状況等の把握 ④ 状況に応じて登庁 ⑤ 議会災害対策会議の設置の検討
議員	① 安全確保・避難行動 ② 安否連絡 ③ 地域での被災者の安全確保、避難所誘導等最大限の協力
事務局職員	① 安全確保・避難行動 ② 災害時の職員参集基準に基づき参集 ③ 正副議長へ被害及び市の対応状況を報告 ④ 安否連絡のない議員の安否確認 ⑤ 議会施設設備の被害の確認 ⑥ 事務局長は、災害対策本部員として災害対策本部に出席 ⑦ 状況の把握、災害対策本部との連絡・連携体制構築 ⑧ 災害対策本部事務員としての事務従事

【応急期】（概ね２～７日目）	
正副議長	① 被災情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供 ② 会派又は議員に対し、収集・把握した情報を的確に提供 ③ 状況確認と所要の対応のため、必要に応じ、災害対策本部長と連絡調整 ④ 議会災害対策会議の設置・招集 ⑤ 要請事案があると認めるときは、議会災害対策会議から災害対策本部へ要請
議 員	① 自らの所在を明らかにし、連絡体制を構築 ② 議長の招集に基づき参集 ③ 安全に留意し、地域における被災状況の把握や被災者の要望等の情報収集 ④ 緊急性がある場合には、支所等へ連絡 ⑤ 収集した情報、要望を議長・議会災害対策会議へ提供 ⑥ 地域の一員として避難所支援などの協力 ⑦ 市民に対し、知り得た正確な情報を積極的に提供
事務局職員	① 事務局長は、災害対策本部員として災害対策本部に出席 ② 災害対策本部からの情報を正副議長へ報告 ③ 議会災害対策会議に関する事務 ④ 災害対策本部事務員としての事務従事

【復旧・復興期】（概ね８日目以降、議会が機能を回復するまで）	
正副議長	① 議会災害対策会議の招集 ② 被災状況を踏まえた国、県、関係機関等に対する要望 ③ 広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と十分な連携 ④ 本会議・委員会等の開催検討
議員	① 議長の招集に基づき参集 ② 被災状況を踏まえた国、県、関係機関等に対する要望の検討 ③ 広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と十分な連携 ④ 本会議・委員会等への出席
事務局職員	① 事務局長は、災害対策本部員として災害対策本部に出席 ② 災害対策本部からの情報を正副議長へ報告 ③ 議会災害対策会議に関する事務 ④ 本会議・委員会等の開催準備 ⑤ 災害対策本部事務員としての事務従事

※行動時の留意事項

① 服装・携帯品

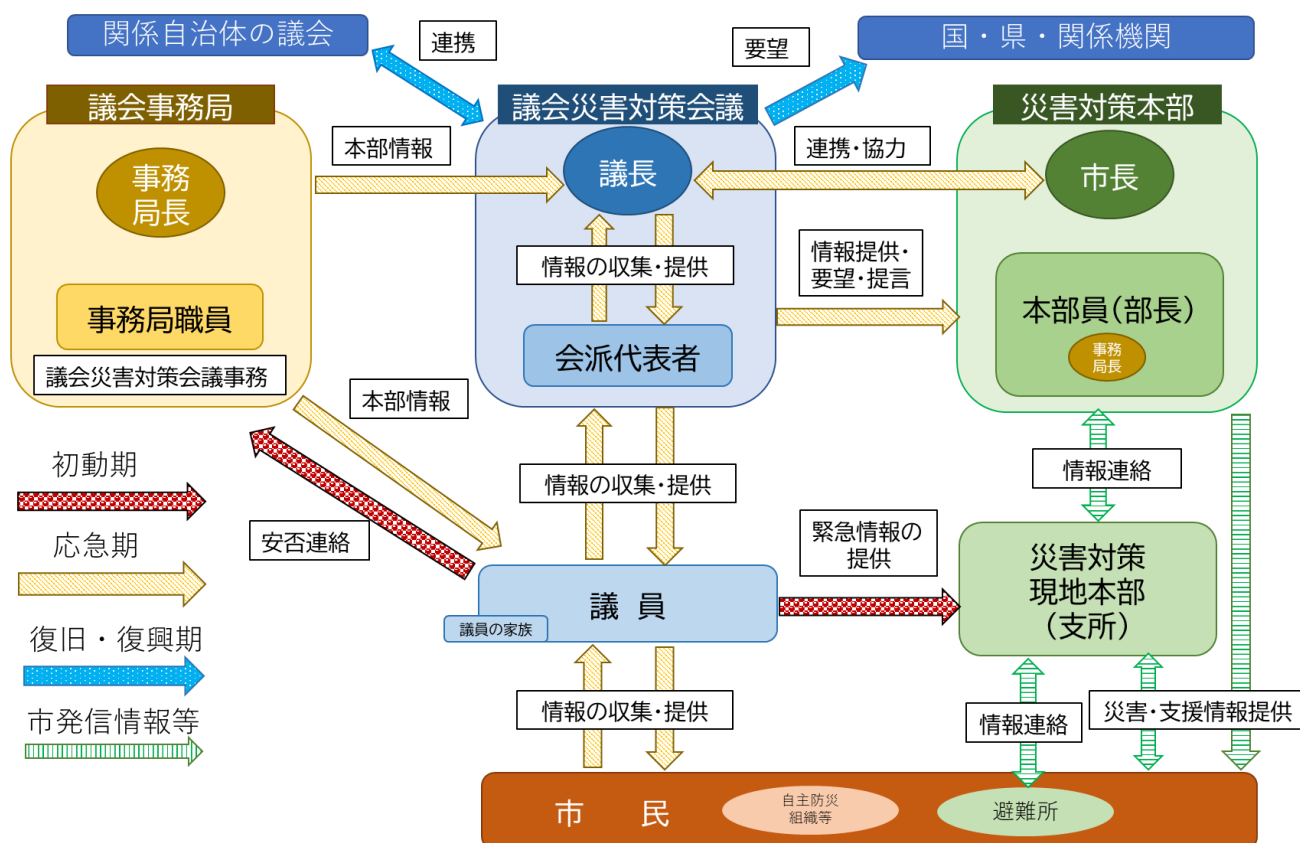
服装は、防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋を身に着ける。

携帯品は、携帯電話、貸与タブレット端末、筆記用具、懐中電灯及び携帯ラジオ等とし、個人用としてマスク、着替え、食料や飲料水もできる限り携帯する。

② 交通手段

道路事情により、自動車が使えないことも予想されることから、その場合は、徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

議会 BCP における情報等のフロー



7 災害等発生時の議会運営

災害等発生時の議会運営については、福島市議会基本条例及び同委員会条例、同会議規則等を基本とし、次の対応を行う。なお、休会中の災害発生については6 行動基準（2）により対応する。

（1） 議員が被災した場合

① 本会議の運営	
ア 定足数を満たすとき	a 欠席議員があっても開会する。
イ 定足数を満たさないとき	a 会議の期間の最終日でない場合 当日の本会議は流会となるが、早急に代表者会、議会運営委員会を開催し、開会日の変更等を協議する。
	b 会議の期間の最終日の場合 当日の本会議は流会となるが、早急に代表者会、議会運営委員会を開催し、以下の対応を協議する。 (a)直近の時期に緊急会議を開催する。 (b)次の定例会議で対応可能な議案等は先送りする。 (c)急施を要する案件は、執行機関と協議する。
ウ 正副議長に事故があるとき	a 仮議長を選挙し、本会議を運営する。

② 議会運営委員会の運営	
ア 定足数を満たすとき	a 欠席委員があっても開催する。
イ 定足数を満たさないとき	a 当日の委員会は流会となるが、新たな開催日を委員長が定める。
ウ 正副委員長に事故があるとき	a 年長委員が職務を代行する。

③ 常任委員会及び特別委員会の運営	
ア 定足数を満たすとき	a 欠席委員があっても開催する。
イ 定足数を満たさないとき	a 当日の委員会は流会となるが、新たな開催日を委員長が定める。
	b 会議の期間の最終日までに議案等の審査を終了できない場合は、会議の期間の延長等について、代表者会、議会運営委員会で協議する。
ウ 正副委員長に事故があるとき	a 年長委員が職務を代行する。

(2) 説明員が被災した場合

説明員が多数被災し、議案の審査等に支障が生じるおそれがある場合には、会議（本会議、委員会等）の開会日の変更等を検討する。

(3) 事務局職員が被災した場合

議長判断により、課内、課間の応援体制により会議（本会議、委員会等）を運営する。なお、状況によっては、会議（本会議、委員会等）の開会日の変更等を検討する。

(4) 初期対応環境の確保

① 議場及び委員会室等が使用不可能な場合

会議（本会議、委員会等）が開催できる代替施設を選定する。

② 音響、録音設備、議場・委員会室のシステム等が使用不可能な場合

小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク、ＩＣレコーダー、タブレット端末、ストップウォッチ、残時間を表示した物品等により対応する。

③ 議会中継システムが使用できない場合

使用できない期間は配信しないものとするが、ホームページにその旨を記載し周知に努める。

8 オンラインを活用した会議の開催について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、人が参集することで感染リスクが高まることもあり、また、濃厚接触者になった議員、あるいはその疑いがある場合、会議を欠席せざるを得ない事態が発生した。さらに、地震や台風、集中豪雨等の自然災害が毎年のように発生する中、議員の参集が困難となり議会運営に支障が生じることも想定される。

こうしたことから、委員会等の会議への出席について、議会機能の維持や危機管理の観点から災害や感染症の感染拡大防止の場合に限定し、今後、議会としてオンライン会議を活用していく。

9 感染症流行時の対応

感染症流行時の対応に関しては、国や県及び市の状況を把握した上で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に際して、令和2年3月以降の議長通知及び代表者会での協議、確認による方法に準じ対応するものとする。

（１） 感染防止のための基本対策の徹底

感染防止の基本的対策の徹底は、議会機能の維持と自分自身を感染から守り、他人に感染を広げないためにも重要な行動である。

【基本対策の例示】

マスクを正しく着用する。

こまめな手洗い、手指消毒を行う。

こまめな換気を行う。

人と人との距離を確保する。

不要不急の移動は自粛する。

発熱など体調不良の場合には、無理をせず欠席するなど適宜判断をする。

（２） 議員・事務局職員が感染症に感染した場合

- ① 感染した者は、議長（議会事務局）に感染した事実を報告する。
- ② 保健所等の指示に従い、濃厚接触者の確認を行い、適切な対応をとる。
- ③ 感染した議員は、県、市の方針に則り治療又は療養し、登庁を控える

など、十分な感染予防をとる。

- ④ 議員が濃厚接触者等となった場合にも同様に、県、市の方針に則り一定期間自宅待機するなど、十分な感染予防をとる。
- ⑤ 治癒又は療養期間が終了した場合は、結果を議長へ報告する。

(3) 議会の会議等における感染予防対策

① 本会議

- ア 議場入口に消毒液を設置し、入場前に手指消毒を行う。
- イ 議席などの間隔を広げる。
- ウ 会議中を含め、窓を適宜開放し、換気を実施する。
- エ 演壇の前面に発言時の飛沫防止のために透明の板によるシールドを設置する。
- オ シールドは適宜、消毒、除菌を行う。

② 委員会

- ア 委員会室入口に消毒液を設置し、入場前に手指消毒を行う。
- イ 当局入れ替えの際にテーブルを消毒、除菌を行う。
- ウ 会議中を含め、窓を適宜開放し、換気を実施する。

③ 傍聴

- ア マスクの着用と入場時の消毒液による指手消毒を行っていただく。
- イ 万が一の際に連絡ができるよう氏名、連絡先を受付の際、記載いただく。
- ウ 発熱などで体調がすぐれない方の傍聴は、遠慮いただく。
- エ 本会議について、インターネットでライブ中継及び録画中継を行っている旨、市議会ホームページで周知する。
- オ 本会議は傍聴席を減らす。
- カ 委員会、協議会等の傍聴は中止又は席を減らす。

(4) 感染症拡大時の本会議、委員会の開催について

- 7 災害発生時の議会運営の(1)議員が被災した場合及び(2)説明員が被災した場合と同様とする。

(5) 事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制等

- 7 災害発生時の議会運営の(3)事務局職員が被災した場合と同様とする。

10 防災訓練

災害時において、議会と議会事務局がともに、迅速に体制を整備し、的確に行動基準に即した行動が行えるようにすることが必要である。

さらに、それらの内容について、検証・点検し、実効性を高めるために、議会と議会事務局を対象とした安否確認の通信訓練や火災時の避難誘導訓練、消火訓練などを年1回以上実施し、防災意識の向上を図るものとする。

11 計画の見直し

- (1) 市議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練の実施などにより得られた情報、新たに発見された課題等の発生に対して、適切に市議会BCPに反映させる必要があることから、その必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。
- (2) 見直しを行う組織は、代表者会とする。
ただし、内容によっては、代表者会において検討組織を決定する。

【資料編】

- （様式１） 安否確認表
- （様式２） 安否確認表（感染症）
- （様式３） 災害情報等連絡表
- 災害伝言ダイヤルの利用方法
- 議会災害対策会議に関する連絡（メールひな形）
- 福島市議会災害対策会議設置要綱

4 災害等発生時の連絡体制（3）
（様式1）

必要項目を事務局へ連絡する。
必ずしもこの様式を使用しなくてもよい。

安 否 確 認 表

議 員 氏 名	(居住地区)	災害等 の種別	☐ 地 震 ☐ 風水害等 ☐ 噴火等 ☐ 火災等 ☐ 武力攻撃事態等 ☐ 放射性物質拡散 ☐ その他 ()
確 認 日 時	月 日 () 午前・午後 時 分	確 認 手 段	☐ メール ☐ 電 話 ☐ FAX ☐ ラインワークス ☐ ()

① 議員とその家族の被災状況

被 災 状 況	議 員	☐ 有 ➡ 重体 重傷 軽傷 その他 () ☐ 無						
	家 族	☐ 有 ➡ ☐ 無	続 柄					
			状 況					
	居宅の 被 害	☐ 有 ➡ 全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 全焼 一部焼失 ☐ 無 その他 ()						

② 議員の居場所と連絡先

居 場 所	□市内	☐ 自 宅 ☐ 自宅外 ➡ ()
	□市外	場 所 ()
連 絡 先	※本人との連絡が取れない場合➡家族の連絡先を記入	

③ 議員参集の可否

参集可否	☐ 可 ☐ 否	参集可能な時期	
------	--	---------	--

④ 地域の被災状況

地域の 被 災 状 況	※わかる範囲
-------------------	--------

⑤ その他（特記事項）

そ の 他	
-------------	--

- 1 メール
gi-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp

2 電 話 024-525-3775/3776

3 ラインワークス 掲示板

4 FAX 024-534-2520

事務局確認者 _____

4 災害等発生時の連絡体制（3）
（様式2）

必要項目を事務局へ連絡する。
必ずしもこの様式を使用しなくてもよい。

安 否 確 認 表（感染症）

議 員 氏 名	(居住地区)	災害等 の種別	■感染症 名称 ()
確 認 日 時	月 日 () 午前・午後 時 分	確 認 手 段	☐ メール ☐ 電 話 ☐ FAX ☐ ラインワークス <input 139="" 278="" 294"="" 363="" data-label="Section-Header" type="checkbox/>() </td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="/> ① 議員とその家族の安否状況

健康 状態	発 症 状 況	発症日時	月 日 時 ころ					
		発症に至った 経 過	・ ・ ・					
		受 診 医療機関						
	議 員	☐ 有 ➡・発熱 (°C) ☐ 無 ・重症・中等症・軽症・その他 () ・だるさ 鼻水 のどの痛み せき 息苦しさ 味臭覚異常 下痢						
	家 族	☐ 有 ➡ ☐ 無	続 柄					
		状 態	°C	°C	°C	°C	°C	°C
			重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽	重・中・軽

② 議員の居場所と連絡先

居 場 所	☐ 市内	☐ 自 宅 ☐ 自宅外 ➡ ()
	☐ 市外	場 所 ()
連 絡 先	※本人との連絡が取れない場合➡家族の連絡先を記入	

③ 議員登庁の可否

入院期間 (自宅待機)	月 日 まで	登庁可能な時期	
----------------	--------	---------	--

④ その他（特記事項）

そ の 他	発症日前の他議員等との接触歴など
-------------	------------------

1 メール
gi-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp
2 電 話 024-525-3775/3776
3 ラインワークス 掲示板
4 FAX 024-534-2520

事務局確認者 _____

6 行動基準（１）②
（様式３）

必要項目を事務局へ連絡する。
必ずしもこの様式を使用しなくてもよい。

災害情報等連絡表

議 員 氏 名		災害等 の種別	☐ 地 震 ☐ 風水害等 ☐ 噴火等 ☐ 火災等 ☐ 武力攻撃事態等 ☐ 放射性物質拡散 ☐ その他（ ）
発 信 日 時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		

発生場所	住所・施設名等
災害内容	
対応状況	
その他	

- 1 メール
gi-soumu@mail.city.fukushima.fukushima.jp
gi-giji@mail.city.fukushima.fukushima.jp

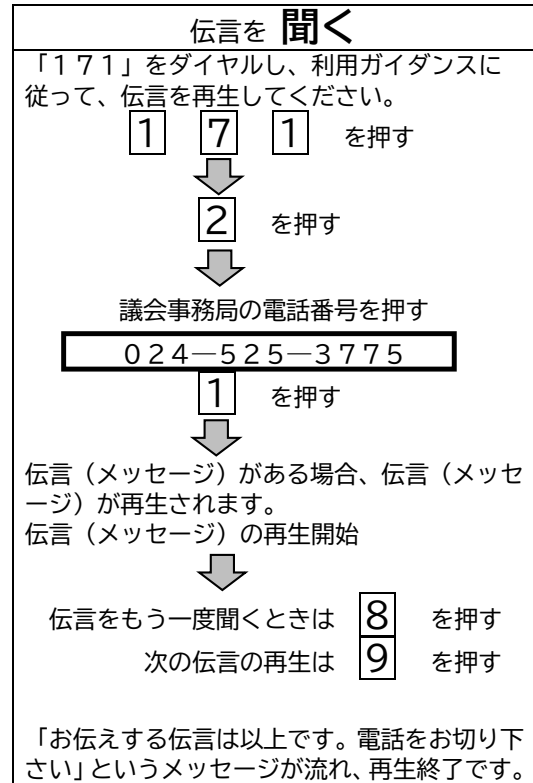
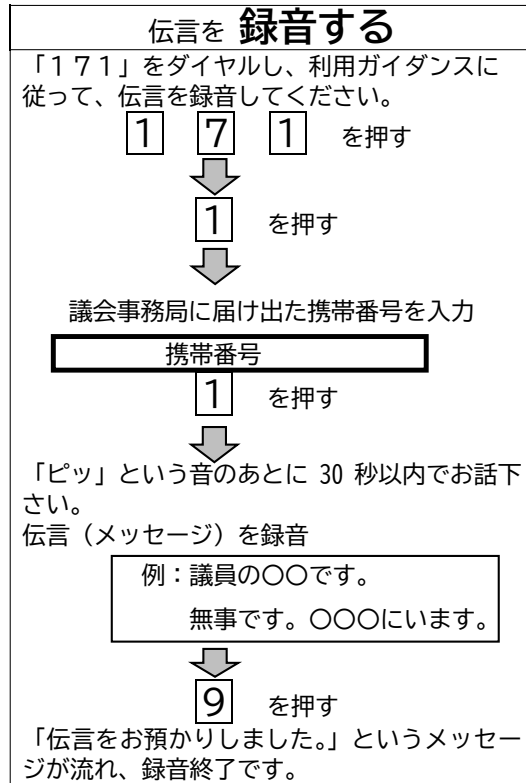
2 電 話 024-525-3775/3776

3 ラインワークス 掲示板

4 FAX 024-534-2520

事務局確認者 _____

災害用伝言ダイヤル（１７１）の使用方法



議会災害対策会議に関する連絡 メールひな形

宛 先
全議員

表 題
福島市議会災害対策会議の設置（開催）について

本 文
議員各位

議長 ○○ ○○

福島市議会災害対策会議を設置（開催）しますのでお知らせします。

副議長及び各会派代表者は、下記により参集してください。

（日時）○年○月○日（○）○時○分

（場所）○○○

また、代表者が参集できない場合、会派内での代理出席をお願いします。

なお、参集にあたっては、自身の安全確保を最優先し、服装及び携帯品にもご注意ください。

福島市議会災害対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島市議会基本条例（平成26年条例20号）第6条第2項に規定する、議会としての対応策を協議又は調整するための会議として、福島市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 議長は、次の災害等が発生した場合に、福島市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第159条第2項ただし書きに規定する協議等の場として、議会災害対策会議を設置することができる。

種別	内容
地震	震度5強以上の地震が発生したとき
風水害等	大雨、洪水、土砂災害、暴風等により警戒レベル4（避難指示）が市より発令されたとき
噴火等	噴火警戒レベル5（避難）が気象庁より発表されたとき
火災等	大規模な火災、爆発などで、大きな被害が発生したとき
武力攻撃事態等	ミサイル攻撃、テロ行為などで、大きな被害が発生したとき
放射性物質拡散	放射性物質が拡散し避難が予想されるとき
感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める感染症※で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるものが発生したとき ※（定義等） 第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。
その他	① 各種別において、上記の状態には至らないが、大規模な被害等が発生又はその恐れがあるとき ② 特に議長が必要と認めるとき

2 議長は、議会災害対策会議を設置したときは、市長に通知するものとする。解散したときも、同様とする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(組織)

第3条 議会災害対策会議は、議長、副議長及び各会派の代表者（福島市議会会派及び代表者会に関する要綱第2条）をもって組織する。

2 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 議会災害対策会議は、議長が招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要と認める場合は、その他の議員の参加を求めることができる。

3 議長は、各会派の代表者が欠席するときは、当該代表者が所属する会派から代理の者を出席させることができる。

(所掌事務)

第5条 議会災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災情報の収集・整理と福島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）への提供に関すること。

(2) 災害対策本部からの災害情報の議員への提供に関すること。

(3) 災害対策本部からの依頼事項についての対応に関すること。

(4) 災害対策本部への要望及び提言に関すること。

(5) 国、県、関係機関等への要望活動に関すること。

(6) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、議会災害対策会議の事務を補佐する。

(公開)

第7条 議会災害対策会議は、原則として公開とする。

(傍聴)

第8条 議会災害対策会議の傍聴の取扱いは、福島市議会委員会傍聴規則（平成17年議会規則第1号）に準ずる。

(記録)

第9条 議長は、職員に、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

福島市議会機能継続計画策定特別委員会名簿

任期 令和4年6月16日～令和5年3月24日

	氏 名	会 派
委員長	穴 戸 一 照	真結の会
副委員長	石 原 洋三郎	市民21
委員	石 山 波 恵	真政会
委員	白 川 敏 明	真政会
委員	渡 辺 敏 彦	真政会
委員	二階堂 武 文	真結の会
委員	尾 形 武	真結の会
委員	山 岸 清	市民21
委員	後 藤 善 次	公明党
委員	佐々木 優	日本共産党
委員	羽 田 房 男	耀ふくしま

福島市議会機能継続計画

令和5年 3月（初 版）

令和6年11月（第2版）

令和7年 4月（第3版）

福島市議会事務局
